

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年5月14日提出
【計算期間】	第4 特定期間（自 平成20年8月16日 至 平成21年2月16日）
【ファンド名】	P C A アジア・インカム・プラス
【発行者名】	ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 龍 万成
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 2 号 丸の内三井ビル
【事務連絡者氏名】	菅原 裕二
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 2 号 丸の内三井ビル
【電話番号】	03-5224-3406
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主としてルクセンブルグ籍外国投資法人「インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ - アジアン・エクイティ」（以下「IOF アジアン・エクイティ」という場合があります。）（米ドル建て）のクラスJ投資証券および国内籍証券投資信託「PCAアジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」（日本円建て）の受益証券（振替受益権を含みます。）に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

以下、本書において、投資信託または外国投資信託および投資法人または外国投資法人の、受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）を「投資信託証券」といいます。

基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信 / 海外 / 資産複合に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信 その他資産
	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する商品分類の定義

「追加型投信」... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「資産複合」... 目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回	日本	ファミリー ファンド	あり
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式 ・債券)))	年4回	北米 欧州		
資産複合	年6回 (隔月)	アジア		
	年12回 (毎月)	オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	日々	中南米 アフリカ		
	その他	中近東(中東) エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する属性区分の定義

「その他資産(投資信託証券(資産複合(株式・債券)))」... 目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、複数資産(株式および債券)に投資する旨の記載があるものをいいます。

「年12回(毎月)」... 目論見書または投資信託約款において、年12回決算する旨の記載があるものをいいます。

「アジア」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「ファンド・オブ・ファンズ」... 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

「為替ヘッジなし」... 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

* 上記以外の商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご覧ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は5,000億円とします。ただし、受託会社との合意のうえ、この限度額を変更することができます。

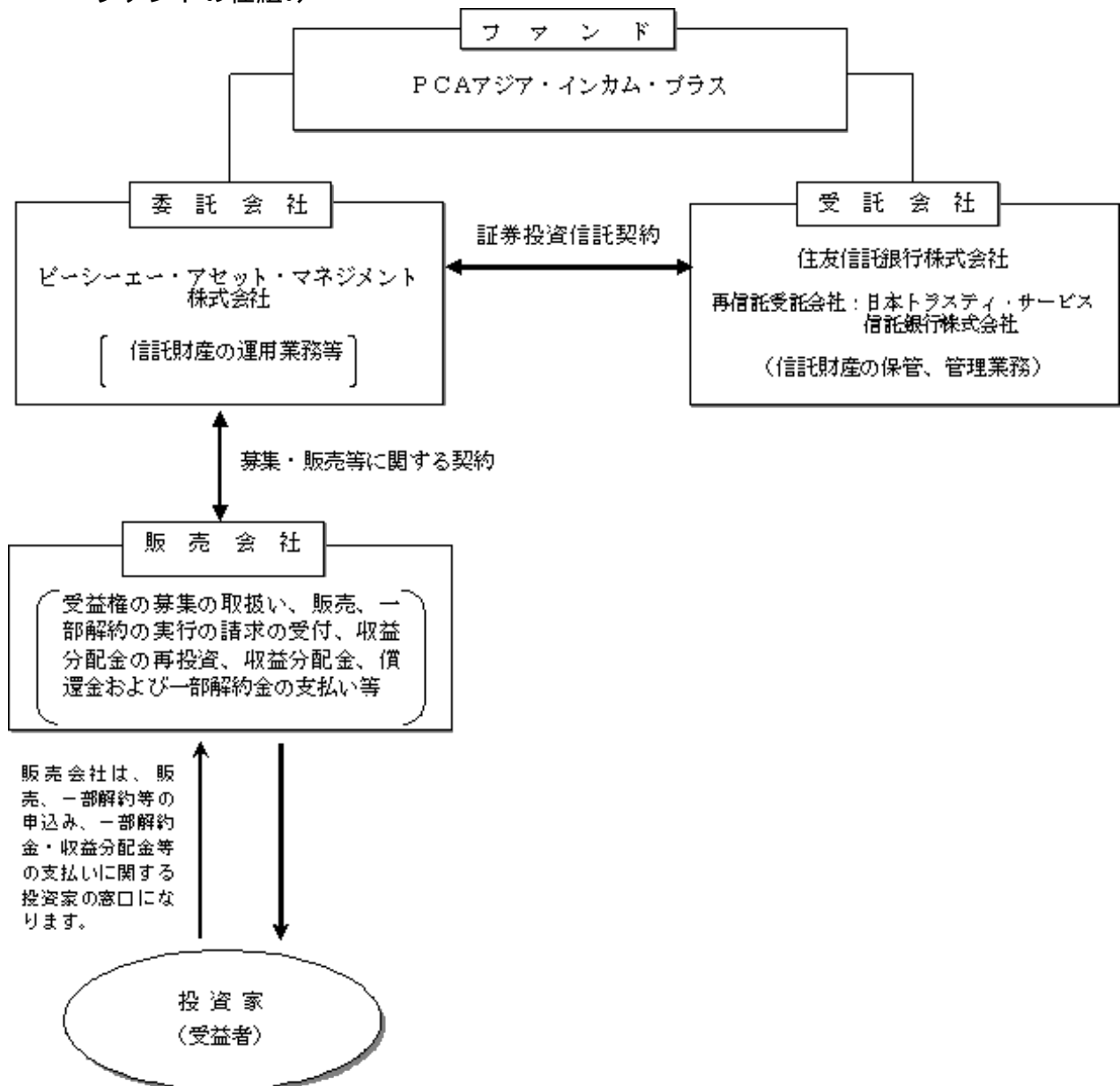
ファンドの特色

- 日本を除くアジアの株式および債券を主要投資対象とします。
 - 主に日本を除くアジアの株式および債券に実質的に投資を行い、安定的な利子収入の確保および中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。
 - 各資産への実質投資割合は、原則としてアジアの株式へ30%程度、アジアの債券へ70%程度とします。
- ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
 - アジアの株式に投資するルクセンブルグ籍外国投資法人「IOF アジアン・エクイティ」および国内籍証券投資信託「PCAアジア・ソブリン・ファンド(適格機関投資家専用)」を主要投資対象とし、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

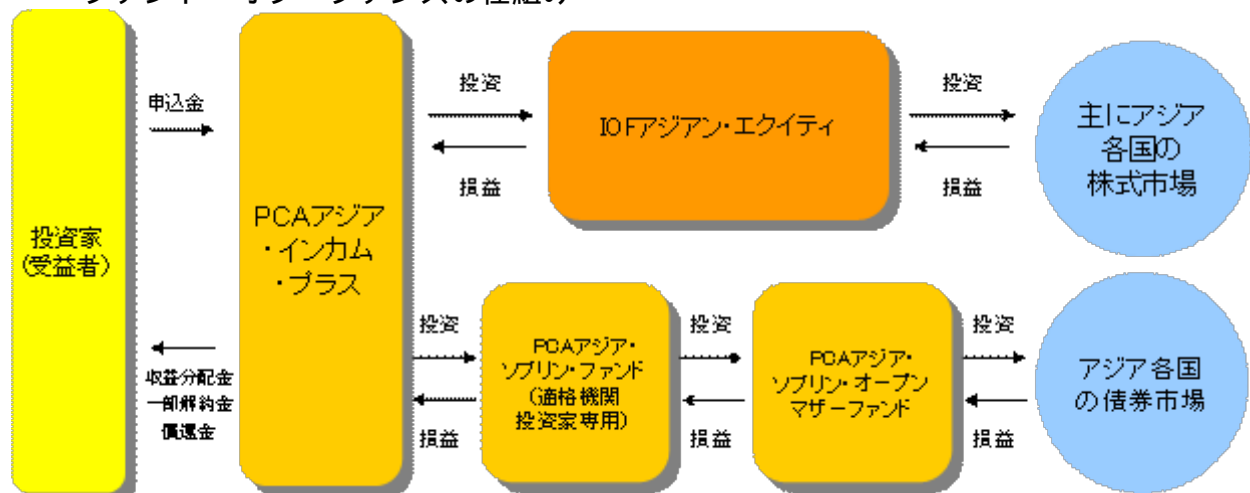
3. 原則として、為替ヘッジは行いません。
 - ・実質的に組入れた外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。
4. 毎月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、以下の方針に基づいて分配を行います。
 - ・原則として、毎決算時に、主に配当等収益から安定的に分配を行うことを目指します。また、決算時に分配が可能な売買益（評価益を含みます。）がある場合は、これを付加して分配を行う場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>



各資産への実質投資割合は、原則としてアジアの株式へ30%程度、アジアの債券へ70%程

度とします。

委託会社等およびファンドの関係法人

- a . 委託会社：ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
当ファンドの委託者として信託財産の運用業務等を行います。
- b . 受託会社：住友信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。
- c . 販売会社：
当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、一部解約代金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

- a . 受託会社と締結している契約
「証券投資信託契約」が締結されており、投資信託財産の運用方針、信託報酬の総額、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。
- b . 販売会社と締結している契約
「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」が締結されており、受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

委託会社の概況

- a . 資本金の額
平成21年2月末日現在 資本金 649.5百万円
- b . 委託会社の沿革
平成11年12月 ピーピーエム投信投資顧問株式会社設立
平成12年 1月 投資顧問業の登録
平成12年 5月 投資一任契約にかかる業務の認可を取得
平成12年 5月 証券投資信託委託業の認可を取得
平成14年 1月 ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更
平成19年 9月 金融商品取引法施行による金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業）のみなし登録
- c . 大株主の状況（平成21年2月末日現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市 ローレンス・パウトニー ・ヒル EC4R 0HH	23,060株	100%

（注）ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社は、英国で設立されたブルーデンシャル社（「英国ブルーデンシャル社」）の间接子会社です。英国ブルーデンシャルグループは、英国ブルーデンシャル社とその子会社および関連会社から構成され、世界各国で保険やその他の金融サービス事業を展開する世界有数の金融サービスグループです。160年以上の歴史を持ち、2008年12月31日現在その運用資産は2,490億ポンド（約33.0兆円、1ポンド＝132.48円）にのぼります（2008年6月30日現在の運用資産は2,560億ポンド）。英国ブルーデンシャルグループは、主に米国で事業を展開しているプルデンシャルファイナンシャル社とはなんら関係がありません。

当社グループのシンボル、ブルーデンス（思慮分別を司る女神）は、伝統的な価値観と未来への希望を象徴しています。

グループのシンボルマークの意味
〈鏡〉自己の真実を直視する能力
〈矢〉熟練した射手の自信
〈蛇〉思慮深さ、心づかい、安全



2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

投資態度

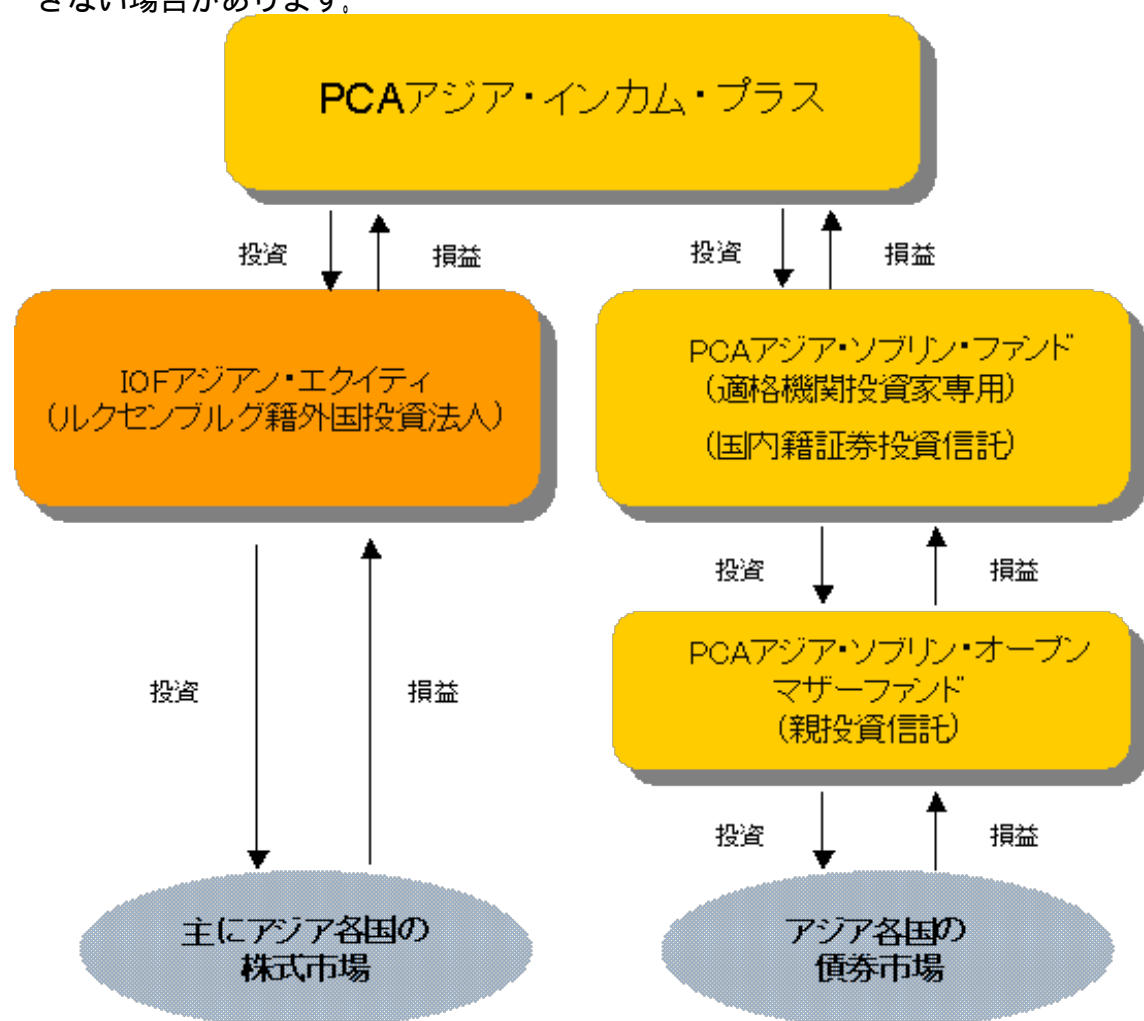
a. 以下の投資信託証券を主要投資対象とします。

1. ルクセンブルグ籍外国投資法人「IOF アジアン・エクイティ」（米ドル建て）のクラスJ投資証券
2. 国内籍証券投資信託「PCAアジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券（振替受益権を含みます。）

主に、「PCAアジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」に投資を行います。

b. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

c. 当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



※各資産への実質投資割合は、原則としてアジアの株式へ30%程度、アジアの債券へ70%程度とします。

<主要投資対象ファンドの概要>

1. IOF アジアン・エクイティ

ファンド名	International Opportunities Funds - Asian Equity ClassJ (インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ - アジアン・エクイティ クラスJ)	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人/オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の基本方針	主として、日本を除くアジア・パシフィック地域の企業の株式に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。	
主な投資対象	日本を除くアジア・パシフィック地域（韓国、台湾、香港、フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、中国、インド、パキスタン、オーストラリア、ニュージーランド）の企業の株式等を主要投資対象とします。	
ベンチマーク	MSCI AC Asia ex-Japan Index	
ファンドの関係法人	運用会社	ブルーデンシャル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド
	管理会社	バンク・オブ・ニューヨーク（ルクセンブルグ）S.A.
ファンドの特徴	<ol style="list-style-type: none"> 主として、日本を除くアジア・パシフィック地域の企業の株式に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。 定量分析によるスクリーニングと企業訪問等による定性分析をもとに、銘柄選択を行います。 国別および業種別のスペシャリストが異なる視点から分析をすることで、市場心理の極端な動きに対応し、付加価値を高めることを目指します。 原則として、為替ヘッジは行いません。 	
手数料等	申込手数料	ありません。
	運用報酬	年率0.325%
	管理報酬等	年率0.1%程度（概算値であり、純資産総額等により変動します。）
	このほか、有価証券売買時の売買委託手数料等はファンドが負担します。	
設立日	平成19年3月22日	
決算日	毎年12月31日	

2. PCAアジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）

ファンド名	PCAアジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）	
形態	国内籍証券投資信託 / 適格機関投資家私募	
表示通貨	日本円	
運用の基本方針	日本を除くアジアの政府、政府機関および国際機関の発行する現地通貨建債券を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。	
主な投資対象	PCAアジア・ソブリン・オープン マザーファンドを主要投資対象とします。	
ファンドの関係法人	委託会社	ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
	マザーファンドの投資顧問会社	ブルーデンシャル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（以下「PAMS」といいます。）
	受託会社	住友信託銀行株式会社
ファンドの特徴	<ol style="list-style-type: none"> 1. PCAアジア・ソブリン・オープン マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジアの政府、政府機関および国際機関の発行する現地通貨建債券に投資を行い、安定的な利子収入の確保および中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。 2. 実質的に組入れる債券の種類は、原則として、政府、政府機関および国際機関の発行する債券とします。ただし、信託財産の純資産総額の20%を上限として、上記以外の債券に実質的に投資を行う場合があります。 3. 原則として、アジアの現地通貨建債券に実質的に投資を行います。ただし、信託財産の純資産総額の20%を上限として、上記以外の通貨建ての債券に実質的に投資を行う場合があります。 4. 原則として、為替ヘッジは行いません。 5. 委託会社は、マザーファンドの運用の指図に関する権限を、PAMSに委託します。 	
手数料等	申込手数料	ありません。
	信託報酬	年率0.294%（税抜0.28%）
	このほか、監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等はファンドが負担します。	
信託設定日	平成19年4月2日	
決算日	毎月11日（休業日の場合は翌営業日とします。）	

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社は、英国で設立されたブルーデンシャル社（「英国ブルーデンシャル社」）の間接子会社です。英国ブルーデンシャルグループは、英国ブルーデンシャル社とその子会社および関連会社から構成され、世界各国で保険やその他の金融サービス事業を展開する世界有数の金融サービスグループです。160年以上の歴史を持ち、2008年12月31日現在その運用資産は2,490億ポンド（約33.0兆円、1ポンド＝132.48円）にのぼります（2008年6月30日現在の運用資産は2,560億ポンド）。英国ブルーデンシャルグループは、主に米国で事業を展開しているプルデンシャルファイナンシャル社とはなんら関係がありません。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて、投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

ロ 金銭債権（上記イおよび下記ハに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ハ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を主としてルクセンブルグ籍外国投資法人「I O F アジアン・エクイティ」（米ドル建て）のクラスJ投資証券および国内籍証券投資信託「P C A アジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券（振替受益権を含みます。）に投資を行うほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

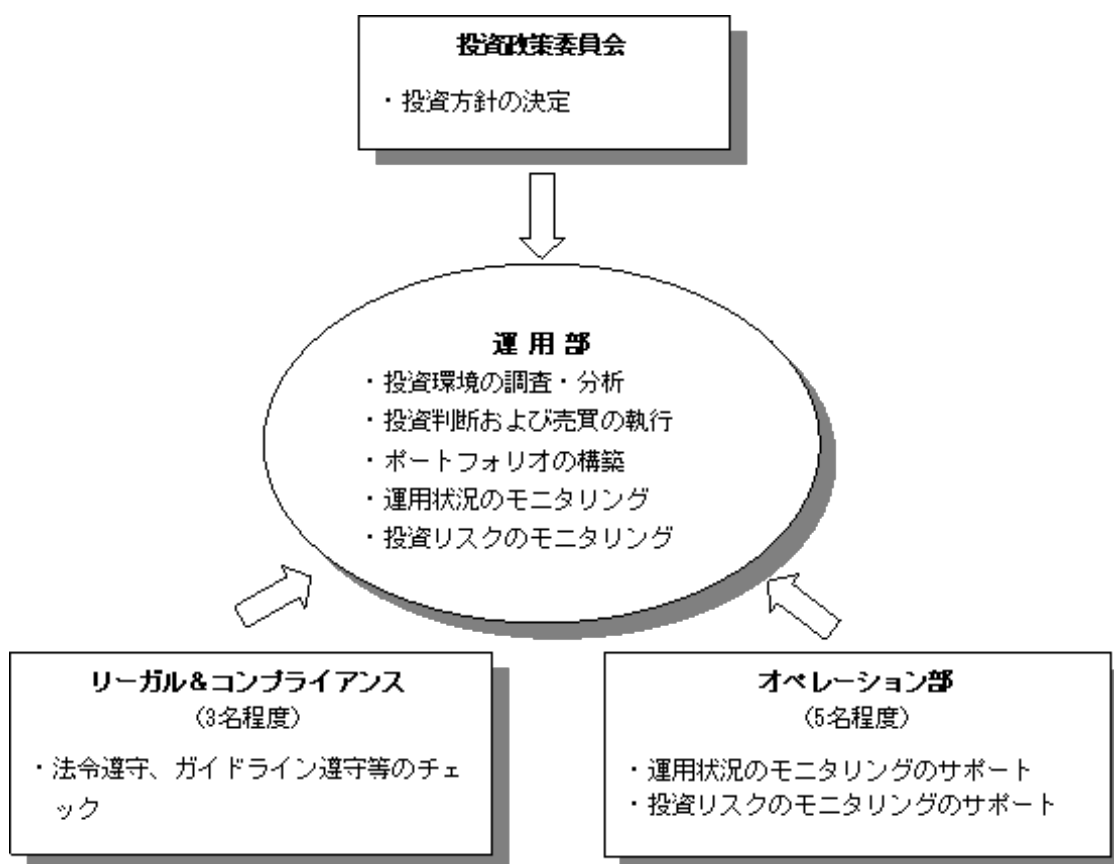
4. 手形割引市場において売買される手形

ただし、上記 にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 1. から 4. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

< 委託会社の運用体制および内部管理体制 >



1. 投資政策委員会において投資方針の決定を行います。
2. 運用部は投資環境の調査・分析を行い、これらの調査・分析結果を踏まえ、投資政策委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。投資リスクのモニタリング等も行います。
3. 運用部から独立したリーガル&コンプライアンスは、法令遵守・ガイドライン遵守等のチェックを行います。オペレーション部は、運用状況の管理および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

< 運用体制に関する社内規則 >

委託会社は、「投資運用業に係る業務運営規程」に則って運用を行います。

< 委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、内部統制に関する外部監査人による報告書等を定期的に取り、業務執行体制のモニタリングを行っています。

なお、ファンドの運用体制は平成21年2月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

第2期決算時（平成19年6月15日）以降、毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- 1．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2．収益分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、毎決算時に、主に配当等収益から安定的に分配を行うことを目指します。また、決算時に分配が可能な売買益（評価益を含みます。）がある場合は、これを付加して分配を行う場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。
- 3．留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

- 1．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - a．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - b．売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の収益分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- 2．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の交付

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

当ファンドの信託約款に定める投資制限は以下の通りです。

- 1．投資信託証券への投資制限
投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 2．外貨建資産への投資制限
外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 3．株式への投資制限
株式への直接投資は行いません。
- 4．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

5．外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約の取引を指図することができます。

6．資金の借入れ

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- c．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d．借入金の利息は信託財産中より支払います。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因

当ファンドは、値動きのある投資信託証券を主要投資対象としており、投資する投資信託証券等の価額の変動により、当ファンドの基準価額は影響を受け投資元本を割込むことがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。また、信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

1. 金利変動リスク

一般的に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて債券に投資しますので、金利が上昇した場合は、基準価額の下落要因となります。

2. 株価変動リスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて株式に投資しますので、株式の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

3. 為替変動リスク

為替相場は投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により変動します。当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。

4. 信用リスク

有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、当該有価証券等の価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。当ファンドが実質的に組入れた有価証券等にこうした事態が起こった場合は、基準価額の下落要因となります。

5. 流動性リスク

組入れた有価証券等の市場規模が小さく取引量が少ない場合、または市場が急変した場合、当該有価証券等を売買する際に、希望する時期や価格で売買できない場合があり、不利益を被るリスクがあります。当ファンドの一部解約金の支払資金手当てのために、実質的に組入れた有価証券等を売却する場合には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額の下落要因となる可能性があります。

6. カントリーリスク

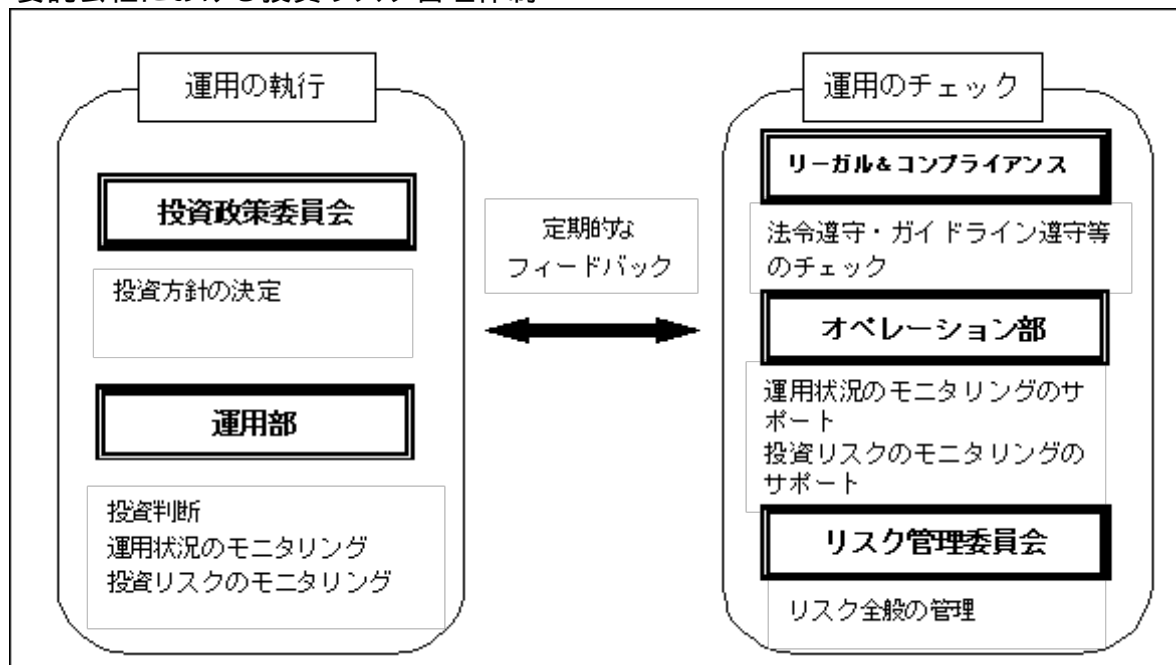
一般に、エマージング・カントリーへの投資は先進主要国の市場と比較して、市場規模が小さく流動性の低い市場も含まれるため、株式および債券の値動きが大きくなる傾向があります。また、先進主要国の経済と比較して当該国・地域の経済は脆弱である可能性があるため、インフレ、国際収支、政治・社会不安の悪化などが株式および債券市場や為替市場に及ぼす影響は先進国以上に大きいものになることが予想されます。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主として日本を除くアジアの株式および債券に投資を行います。そのため、当該国・地域の政治、経済および社会情勢等の変化ならびに法制度等の変更により市場が混乱した場合、または取引に対して新たな規制が設けられた際には、基準価額の下落要因となる可能性があります。

(2) その他の留意点

1. 当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

2. 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合に、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受け付けを中止することがあります。
 3. 外国の政治、経済および社会情勢の変化により市場が混乱した場合、有価証券取引および為替取引に対して新たな規制が設けられた場合または金融商品取引所の閉鎖や流動性の極端な減少等があった場合等には、当ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。
 4. 当ファンドの運用体制、リスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。
 5. 法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。
- (3) 投資リスクに対する管理体制等
当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

・委託会社における投資リスク管理体制



- ・投資政策委員会において投資方針の決定を行います。
- ・運用部は、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに接触しないことの確認を求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。
- ・オペレーション部は、運用状況の管理および投資リスクのモニタリングのサポートを行います。
- ・リーガル&コンプライアンスは、法令遵守・ガイドライン遵守、利益相反の有無等のチェックを行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、リスク管理委員会に報告します。
- ・リスク全般の管理はリスク管理委員会が行います。
- ・重要報告事項については、各担当部長が、リスク管理委員会等に報告し、審議します。

なお、投資リスクに対する管理体制等は平成21年2月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、2.625%（税抜2.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

申込手数料率は、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

<照会先>

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社	
電話番号	03 - 5224 - 3400
（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで、半日営業日は午前9時から午前11時半まで）	
インターネットホームページ	http://www.pcaasset.co.jp/

償還乗換え等によるお申込みの場合、申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは、お申込みの販売会社にお問合せください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。ただし、解約に際しては、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金としてご負担いただきます。

(3)【信託報酬等】

計算期間を通じて純資産総額に対し、年率1.2915%（税抜1.23%）を乗じて得た額が信託報酬として毎日計算され、信託財産の費用として計上されます。信託報酬の配分は、各販売会社の取扱純資産残高に応じて以下の通りです。

	各販売会社の 取扱純資産残高のうち 100億円以下の部分	各販売会社の 取扱純資産残高のうち 100億円超200億円以下の部分	各販売会社の 取扱純資産残高のうち 200億円超の部分
委託会社	年率 0.5250% （税抜 0.50%）	年率 0.4725% （税抜 0.45%）	年率 0.4200% （税抜 0.40%）
販売会社	年率 0.7350% （税抜 0.70%）	年率 0.7875% （税抜 0.75%）	年率 0.8400% （税抜 0.80%）
受託会社	年率 0.0315% （税抜 0.03%）		

信託報酬は、毎計算期間の終了時および信託の終了時に信託財産中から支払われます。

なお、このほかに当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

当ファンドの信託報酬に、投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を含めた実質的な信託報酬率は、年1.6248%程度です。ただし、当該信託報酬率は概算であり、組入状況等により変動します。

<投資対象とする投資信託証券の信託報酬等>

ファンド名	信託報酬等
I O F アジアン・エクイティ クラスJ	年0.425%程度*
P C A アジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）	年0.294%（税抜0.28%）

*概算値であり、純資産総額等により変動します。

上記の他、有価証券売買時の売買委託手数料等はファンドが負担します。なお、申込

手数料はありません。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

委託会社は、上記 に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額を信託財産から受取ることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受取る際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額を受取る代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産から受取することもできます。

上記 において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。なお、諸費用の上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た額とします。

上記 において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末もしくは信託終了のときまたは委託者が1年以内で相当と定める期間に属する最終の計算期末に、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中から受取り、委託者の責任において、実際の支払いに充当します。

外国における資産の保管等に要する費用等は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産において資金借入れを行った場合の借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

上記（4）に掲げる「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当ファンドにかかる上記(1)から（4）に掲げる「手数料等」の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法の概要は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収（申告不要）が行われます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は、年間の普通分配金を含む上場株式等の配当等の合計額（年間1銘柄当たり1万円以下のものは除きます。）が100万円以下の場合、10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。なお、当該合計額が100万円を超える場合は確定申告が必要となり、この場合、総合課税または申告分離課税の選択ができます。申告分離課税を選択した場合の税率は、当該合計額のうち100万円以下の部分については10%（所得税7%、地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%、地方税5%）となります。

b. 一部解約時および償還時の差益

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡所得として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。（源泉徴収選択口座を利用している場合は、原則として確定申告は不要です。）

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は、年間の一部解約時および償還時の差益を含む上場株式等の譲渡所得の合計額が500万円以下の場合、10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。なお、当該合計額が500万円を超える場合は、源泉徴収選択口座を利用している場合でも確定申告が必要となり、当該合計額のうち500万円以下の部分については10%（所得税7%、地方税3%）、500万円を超える部分については20%（所得税15%、地方税5%）となります。

2. 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の受益者ごとの個別元本超過額について、7%（所得税7%、地方税の徴収はありません。）の税率で源泉徴収されます。（平成21年4月1日以降は15%（所得税15%、地方税の徴収はありません。）となります。）なお、収益分配金のうち所得税法上源泉税の課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

徴収された源泉税は、所有期間に応じて法人税額より控除されます。

益金不算入制度の適用はありません。

個別元本について

1. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

3. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」と同額の場合または当該個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

買取請求による換金時の課税

受益権の換金を、販売会社による受益権の買取りにより行った場合の課税上の取扱いについては、販売会社にお問合せください。

上記の内容は平成21年2月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には変更になることがあります。

税制の内容の詳細につきましては、販売会社もしくは税務の専門家までお問合せください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成21年2月27日現

在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	1,526,257,503	74.22
投資証券	ルクセンブルグ	493,415,164	23.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	36,857,415	1.79
合計(純資産総額)	-	2,056,530,082	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成21年2月27日現

在)

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	PCAアジア・ソプリ ン・ファンド(適格機 関投資家専用)	2,137,914,979	0.6951	1,486,064,701	0.7139	1,526,257,503	74.22
ルクセン ブルグ	投資証券	インターナショナル・ オポチュニティーズ・ ファンズ - アジアン ・エクイティ クラス J	914,213.307	581.96	532,044,260	539.71	493,415,164	23.99

種類別投資比率 (平成21年2月27日現在)

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	74.22
投資証券	23.99
合計	98.21

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】(平成21年2月27日現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】(平成21年2月27日現在)

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年2月27日および同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期	(平成19年 5月15日)	1,534	1,534	1.0537	1.0537
第2期	(平成19年 6月15日)	2,021	2,037	1.0590	1.0675
第3期	(平成19年 7月17日)	2,723	2,744	1.0793	1.0878
第4期	(平成19年 8月15日)	3,119	3,146	1.0052	1.0137
第5期	(平成19年 9月18日)	3,353	3,370	0.9986	1.0036
第6期	(平成19年10月15日)	3,671	3,688	1.0756	1.0806
第7期	(平成19年11月15日)	3,557	3,575	1.0175	1.0225
第8期	(平成19年12月17日)	3,595	3,613	1.0206	1.0256
第9期	(平成20年 1月15日)	3,463	3,481	0.9781	0.9831
第10期	(平成20年 2月15日)	3,392	3,409	0.9672	0.9722
第11期	(平成20年 3月17日)	2,995	3,012	0.8523	0.8573
第12期	(平成20年 4月15日)	3,168	3,186	0.8971	0.9021
第13期	(平成20年 5月15日)	3,197	3,215	0.9057	0.9107
第14期	(平成20年 6月16日)	3,100	3,114	0.8769	0.8809
第15期	(平成20年 7月15日)	2,986	3,000	0.8474	0.8514
第16期	(平成20年 8月15日)	3,057	3,071	0.8703	0.8743
第17期	(平成20年 9月16日)	2,703	2,717	0.7722	0.7762
第18期	(平成20年10月15日)	2,428	2,442	0.7002	0.7042
第19期	(平成20年11月17日)	2,069	2,083	0.5985	0.6025
第20期	(平成20年12月15日)	2,071	2,085	0.6009	0.6049
第21期	(平成21年 1月15日)	2,043	2,053	0.5939	0.5969
第22期	(平成21年 2月16日)	2,037	2,047	0.5929	0.5959
	平成20年 2月末日	3,353	-	0.9543	-
	平成20年 3月末日	3,124	-	0.8861	-
	平成20年 4月末日	3,261	-	0.9204	-
	平成20年 5月末日	3,174	-	0.8982	-
	平成20年 6月末日	2,997	-	0.8500	-
	平成20年 7月末日	3,068	-	0.8725	-
	平成20年 8月末日	2,986	-	0.8500	-
	平成20年 9月末日	2,610	-	0.7491	-
	平成20年10月末日	2,152	-	0.6220	-
	平成20年11月末日	2,038	-	0.5907	-
	平成20年12月末日	2,146	-	0.6227	-
	平成21年 1月末日	2,020	-	0.5875	-
	平成21年 2月末日	2,056	-	0.6029	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第1期	自 平成19年 3月30日 至 平成19年 5月15日	0.0000
第2期	自 平成19年 5月16日 至 平成19年 6月15日	0.0085
第3期	自 平成19年 6月16日 至 平成19年 7月17日	0.0085
第4期	自 平成19年 7月18日 至 平成19年 8月15日	0.0085
第5期	自 平成19年 8月16日 至 平成19年 9月18日	0.0050
第6期	自 平成19年 9月19日 至 平成19年10月15日	0.0050
第7期	自 平成19年10月16日 至 平成19年11月15日	0.0050
第8期	自 平成19年11月16日 至 平成19年12月17日	0.0050
第9期	自 平成19年12月18日 至 平成20年 1月15日	0.0050
第10期	自 平成20年 1月16日 至 平成20年 2月15日	0.0050
第11期	自 平成20年 2月16日 至 平成20年 3月17日	0.0050
第12期	自 平成20年 3月18日 至 平成20年 4月15日	0.0050
第13期	自 平成20年 4月16日 至 平成20年 5月15日	0.0050
第14期	自 平成20年 5月16日 至 平成20年 6月16日	0.0040
第15期	自 平成20年 6月17日 至 平成20年 7月15日	0.0040
第16期	自 平成20年 7月16日 至 平成20年 8月15日	0.0040
第17期	自 平成20年 8月16日 至 平成20年 9月16日	0.0040
第18期	自 平成20年 9月17日 至 平成20年10月15日	0.0040
第19期	自 平成20年10月16日 至 平成20年11月17日	0.0040
第20期	自 平成20年11月18日 至 平成20年12月15日	0.0040
第21期	自 平成20年12月16日 至 平成21年 1月15日	0.0030
第22期	自 平成21年 1月16日 至 平成21年 2月16日	0.0030

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%)
第1期	自平成19年3月30日 至平成19年5月15日	5.4
第2期	自平成19年5月16日 至平成19年6月15日	1.3
第3期	自平成19年6月16日 至平成19年7月17日	2.7
第4期	自平成19年7月18日 至平成19年8月15日	6.1
第5期	自平成19年8月16日 至平成19年9月18日	0.2
第6期	自平成19年9月19日 至平成19年10月15日	8.2
第7期	自平成19年10月16日 至平成19年11月15日	4.9
第8期	自平成19年11月16日 至平成19年12月17日	0.8
第9期	自平成19年12月18日 至平成20年1月15日	3.7
第10期	自平成20年1月16日 至平成20年2月15日	0.6
第11期	自平成20年2月16日 至平成20年3月17日	11.4
第12期	自平成20年3月18日 至平成20年4月15日	5.8
第13期	自平成20年4月16日 至平成20年5月15日	1.5
第14期	自平成20年5月16日 至平成20年6月16日	2.7
第15期	自平成20年6月17日 至平成20年7月15日	2.9
第16期	自平成20年7月16日 至平成20年8月15日	3.2
第17期	自平成20年8月16日 至平成20年9月16日	10.8
第18期	自平成20年9月17日 至平成20年10月15日	8.8
第19期	自平成20年10月16日 至平成20年11月17日	14.0
第20期	自平成20年11月18日 至平成20年12月15日	1.1
第21期	自平成20年12月16日 至平成21年1月15日	0.7
第22期	自平成21年1月16日 至平成21年2月16日	0.3

(注) 収益率は、計算期間末日の基準価額(分配付きの額)から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額(分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して計算しています。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成19年3月30日 証券投資信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

1. 販売会社の毎営業日において、お申込みいただくことができます。ただし、シンガポールにおける金融商品取引所の休場日あるいは銀行休業日、またはルクセンブルグにおける金融商品取引所の休場日あるいは銀行休業日にあたる場合は、お申込みを受付けないものとします。

お申込みの受付は、原則として午後3時(半日営業日の場合には午前11時)までに、取得申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とし、これらの受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。

2. 申込単位は、販売会社がそれぞれ定める単位とします。各販売会社の申込単位の詳細については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

<照会先>

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで、半日営業日は午前9時から午前11時半まで。)

インターネットホームページ <http://www.pcaasset.co.jp/>

3. 受益権の販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、申込手数料がかかります。申込手数料は、2.625%(税抜2.5%)を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。基準価額および申込手数料は、お申込みの販売会社または上記の照会先までお問合せください。
4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、すでに受付けた取得申込みの取消しを行うこと、またはその両方を行うことができます。
5. 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。

収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。

「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売会社により異なりますので、ご注意ください。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、当ファンドの取得申込みの際に、当ファンドにかかる自動けいぞく投資契約(別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。)を当該販売会社との間で結んでいただきます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

1. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口の整数倍で販売会社がそれぞれ定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
受益者が一部解約の実行の請求をする時は、振替受益権をもって行うものとします。
一部解約の実行の請求は、原則として午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までにお申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とし、これらの受付時間を過ぎた場合には翌営業日の取扱いとします。
ただし、一部解約の実行の請求日が、シンガポールにおける金融商品取引所の休場日あるいは銀行休業日、またはルクセンブルグにおける金融商品取引所の休場日あるいは銀行休業日にあたる場合は、当該一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
2. 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金として控除した価額（解約価額）とします。一部解約にかかる解約価額については、お申込みの販売会社にお問合せください。
信託財産留保金とは、一部解約を実行する投資家と償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンドの残高の安定的な推移を図る目的で、一部解約の実行の請求者から徴収する一定の額をいい、信託財産に繰入れられます。
3. 一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求を受付けた日より起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。
4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記1.による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。
5. 上記4.により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記2.に準じて計算された価額とします。
6. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
7. 買取請求によるご換金については、販売会社によって取扱いが異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主な投資対象資産の評価方法>

当ファンドの主要投資対象である投資信託証券は、原則として、計算時に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

その他、原則として計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊にも掲載されます。ファンド名は「アジドリ」と略称で掲載されています。

<照会先>

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで、半日営業日は午前9時から午前11時半まで）

インターネットホームページ <http://www.pcaasset.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は平成19年3月30日から平成29年3月15日までとします。ただし、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。なお、下記「(5)その他 1. 信託の終了」に該当する場合には信託を終了させることができます。

(4)【計算期間】

計算期間は、原則として毎月16日から翌月15日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記「(3)信託期間」の終了日とします。

(5)【その他】

1. 信託の終了

a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、信託期間中にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b. 委託会社は、上記a. にかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- c . 上記 b . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d . 上記 c . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは上記 a . の信託契約の解約をしません。
- e . 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f . 上記 c . から e . までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 c . の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g . 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- h . 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「2 . 信託約款の変更」 d . に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- i . 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合もしくは委託会社または受益者からの請求を受けて裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「2 . 信託約款の変更」 a . から e . までの規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2 . 信託約款の変更

- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b . 委託会社は、上記 a . の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c . 上記 b . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d . 上記 c . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記 a . の信託約款の変更をしません。
- e . 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f . 委託会社は、監督官庁からの命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、上記 a . から e . までの規定を準用します。

3 . 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

4. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
 - a. 委託会社は、事業の全部または一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
5. 運用にかかる報告書の開示方法
委託会社は、6ヵ月ごと(毎年2月および8月の決算時)に有価証券報告書を3ヵ月以内に作成し、当局に提出するとともに、委託会社において縦覧に供します。また、6ヵ月ごと(毎年2月および8月の決算時)および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
6. 反対者の買取請求権
ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。
7. 関係法人との契約の更改等に関する手続き
販売会社は、委託会社との間の「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」に基づいて、受益権の募集の取扱い等を行います。この場合、別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含むものとします。この受益権の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

2【受益者の権利等】

収益分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで)から決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者)に支払われます。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として、信託終了日(信託終了日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者)に支払われます。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通して委託会社に請求することができます。

す。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、前特定期間（平成20年2月16日から平成20年8月15日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、当特定期間（平成20年8月16日から平成21年2月16日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。また、投資信託財産計算規則は、平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、前特定期間（平成20年2月16日から平成20年8月15日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当特定期間（平成20年8月16日から平成21年2月16日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年2月16日から平成20年8月15日まで）および当特定期間（平成20年8月16日から平成21年2月16日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

P C A アジア・インカム・プラス

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間 (平成20年8月15日現在)	当特定期間 (平成21年2月16日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	282,060	235,266
コール・ローン	81,464,704	57,292,472
投資信託受益証券	2,162,194,786	1,496,137,154
投資証券	832,470,869	498,590,910
未収利息	892	78
流動資産合計	3,076,413,311	2,052,255,880
資産合計		
	3,076,413,311	2,052,255,880
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	14,054,206	10,310,804
未払解約金	913,748	1,230,596
未払受託者報酬	81,668	55,961
未払委託者報酬	3,266,778	2,238,390
その他未払費用	334,342	809,414
流動負債合計	18,650,742	14,645,165
負債合計		
	18,650,742	14,645,165
純資産の部		
元本等		
元本	3,513,551,512	3,436,934,938
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	455,788,943	1,399,324,223
(分配準備積立金)	146,112,309	93,239,758
元本等合計	3,057,762,569	2,037,610,715
純資産合計		
	3,057,762,569	2,037,610,715
負債純資産合計		
	3,076,413,311	2,052,255,880

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前特定期間	当特定期間
	自 平成20年 2月16日 至 平成20年 8月15日	自 平成20年 8月16日 至 平成21年 2月16日
営業収益		
受取配当金	50,137,631	37,674,271
受取利息	146,756	79,569
有価証券売買等損益	285,576,161	799,478,016
為替差損益	11,860,767	111,856,405
営業収益合計	223,431,007	873,580,581
営業費用		
受託者報酬	495,651	371,021
委託者報酬	19,826,081	14,840,628
その他費用	1,852,110	1,502,920
営業費用合計	22,173,842	16,714,569
営業損失()	245,604,849	890,295,150
経常損失()	245,604,849	890,295,150
当期純損失()	245,604,849	890,295,150
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	228,026	2,228,651
期首剰余金又は期首欠損金()	115,134,923	455,788,943
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,089,619	32,708,246
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,089,619	32,708,246
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,186,280	12,048,389
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,186,280	12,048,389
分配金	95,180,536	76,128,638
期末剰余金又は期末欠損金()	455,788,943	1,399,324,223

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p style="text-align: center;">前特定期間</p> <p style="text-align: center;">自 平成20年2月16日 至 平成20年8月15日</p>	<p style="text-align: center;">当特定期間</p> <p style="text-align: center;">自 平成20年8月16日 至 平成21年2月16日</p>
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 投資信託受益証券及び投資証券につきましては、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資信託受益証券及び投資証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p>
<p>2. 収益及び費用の計上基準 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>	<p>2. 収益及び費用の計上基準 受取配当金の計上基準 同左</p>
<p>3. デリバティブの評価基準及び評価方法 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>3. デリバティブの評価基準及び評価方法 同左</p>
<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。</p>	<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 外貨建取引等の処理基準 同左</p> <p>計算期間末日の取扱い 平成21年2月15日が休日のため、信託約款第31条より、当計算期間末日を平成21年2月16日としております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前特定期間 (平成20年8月15日現在)	当特定期間 (平成21年2月16日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	3,507,453,723 円	3,513,551,512 円
期中追加設定元本額	91,520,080 円	37,900,554 円
期中一部解約元本額	85,422,291 円	114,517,128 円
2. 特定期間末日における 受益権の総数	3,513,551,512 口	3,436,934,938 口
3. 投資信託財産計算規則 第55条の6第1項第 10号に規定する額	元本の欠損 455,788,943 円	元本の欠損 1,399,324,223 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

<p style="text-align: center;">前特定期間 自 平成20年2月16日 至 平成20年8月15日</p>	<p style="text-align: center;">当特定期間 自 平成20年8月16日 至 平成21年2月16日</p>
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>平成20年2月16日から平成20年3月17日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益(3,578,670円)、信託約款に規定する収益調整金(52,561,236円)および分配準備積立金(153,514,445円)より、分配対象収益は209,654,351円(1万口当たり596円)であり、うち17,571,063円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> <p>平成20年 3月18日から平成20年4月15日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益(8,328,690円)、信託約款に規定する収益調整金(39,648,741円)および分配準備積立金(153,420,612円)より、分配対象収益は201,398,043円(1万口当たり570円)であり、うち17,660,904円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> <p>平成20年4月16日から平成20年5月15日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益(7,968,483円)、信託約款に規定する収益調整金(31,168,606円)および分配準備積立金(152,544,875円)より、分配対象収益は191,681,964円(1万口当たり542円)であり、うち17,654,586円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> <p>平成20年5月16日から平成20年6月16日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益(3,492,644円)、信託約款に規定する収益調整金(21,953,096円)および分配準備積立金(152,331,818円)より、分配対象収益は177,777,558円(1万口当たり502円)であり、うち14,143,357円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>平成20年8月16日から平成20年9月16日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益(4,985,837円)、信託約款に規定する収益調整金(3,259,241円)および分配準備積立金(145,357,154円)より、分配対象収益は153,602,232円(1万口当たり438円)であり、うち14,004,350円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>平成20年9月17日から平成20年10月15日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益(4,150,450円)、信託約款に規定する収益調整金(200,227円)および分配準備積立金(138,149,945円)より、分配対象収益は142,500,622円(1万口当たり410円)であり、うち13,871,511円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>平成20年10月16日から平成20年11月17日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益(2,791,300円)、信託約款に規定する収益調整金(209,165円)および分配準備積立金(128,072,566円)より、分配対象収益は131,073,031円(1万口当たり379円)であり、うち13,830,800円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>平成20年11月18日から平成20年12月15日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益(5,043,108円)、信託約款に規定する収益調整金(454,867円)および分配準備積立金(116,472,023円)より、分配対象収益は121,969,998円(1万口当たり353円)であり、うち13,790,104円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p>

平成20年6月17日から平成20年7月15日までの
計算期間

計算期間末の費用控除後の配当等収益
(5,096,779円)、信託約款に規定する収益調
整金(11,764,551円)および分配準備積立金
(151,385,353円)より、分配対象収益は
168,246,683円(1万口当たり477円)であり、う
ち14,096,420円(1万口当たり40円)を分配金
額としております。

平成20年7月16日から平成20年8月15日までの
計算期間

計算期間末の費用控除後の配当等収益
(9,436,404円)、信託約款に規定する収益調
整金(2,984,249円)および分配準備積立金
(150,730,111円)より、分配対象収益は
163,150,764円(1万口当たり464円)であり、う
ち14,054,206円(1万口当たり40円)を分配金
額としております。

平成20年12月16日から平成21年1月15日まで
の計算期間

計算期間末の費用控除後の配当等収益
(2,954,333円)、信託約款に規定する収益調
整金(652,048円)および分配準備積立金
(107,317,677円)より、分配対象収益は
110,924,058円(1万口当たり322円)であり、う
ち10,321,069円(1万口当たり30円)を分配金
額としております。

平成21年1月16日から平成21年2月16日までの
計算期間

計算期間末の費用控除後の配当等収益
(3,879,071円)、信託約款に規定する収益調
整金(847,367円)および分配準備積立金
(99,671,491円)より、分配対象収益は
104,397,929円(1万口当たり303円)であり、う
ち10,310,804円(1万口当たり30円)を分配金
額としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前特定期間 (平成20年8月15日現在)		当特定期間 (平成21年2月16日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	最終計算期間の損益 に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終計算期間の損益 に含まれた評価差額 (円)
投資信託 受益証券	2,162,194,786	80,733,682	1,496,137,154	4,089,571
投資証券	832,470,869	21,756,783	498,590,910	5,497,788
合計	2,994,665,655	58,976,899	1,994,728,064	9,587,359

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の状況に関する事項

前特定期間 自 平成20年2月16日 至 平成20年8月15日	当特定期間 自 平成20年8月16日 至 平成21年2月16日
1. 取引の内容 当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引です。	1. 取引の内容 同左
2. 取引に対する取組方針 当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。	2. 取引に対する取組方針 同左
3. 取引の利用目的 当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、為替変動リスクを回避する目的で利用しています。	3. 取引の利用目的 同左
4. 取引に係るリスクの内容 為替予約取引によるリスクは、為替変動によるものであります。また、取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社が、優良であると判断した金融機関のみと取引を行っているため、限定的であるものと思料されま	4. 取引に係るリスクの内容 同左
5. 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っています。また、投資リスクのモニタリングは運用部により行われ、ガイドライン遵守等のチェックは別途リーガル&コンプライアンスにより行われています。	5. 取引に係るリスクの管理体制 同左

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

区 分	前特定期間 (平成20年8月15日現在)	当特定期間 (平成21年2月16日現在)
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	0.8703円 (8,703円)	0.5929円 (5,929円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成21年2月16日現在)

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
日本円	投資信託 受益証券	PCAアジア・ソブリン・ファンド (適格機関投資家専用)	2,152,405,632	1,496,137,154	
小 計			2,152,405,632	1,496,137,154	
米ドル	投資証券	インターナショナル・オポチュニ ティーズ・ファンズ - アジアン・エ クイティ クラスJ	914,213.307	5,439,569.17	
小 計			914,213.307	5,439,569.17 (498,590,910)	
合 計		-		1,994,728,064 (498,590,910)	

有価証券明細表注記

(注) 1. 小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 1銘柄	100.0%	100.0%

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「PCAアジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」（日本円建て）の投資信託受益証券およびルクセンブルグ籍外国投資法人「インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ - アジアン・エクイティ」のクラスJ投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」及び「投資証券」は、これらの投資信託証券です。

これらの投資信託受益証券および投資証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

「PCAアジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」の状況

「PCAアジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」は、国内の投資信託受益証券です。同投資信託受益証券は平成21年2月12日に監査対象期間が終了し、国内において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、公認会計士による財務諸表監査を受けております。

PCAアジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	前特定期間 (平成20年8月11日現在)	当特定期間 (平成21年2月12日現在)
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		2,181,889,601	1,486,773,854
未収入金		678,436	691,941
流動資産合計		2,182,568,037	1,487,465,795
資産合計		2,182,568,037	1,487,465,795
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		9,785,900	5,381,014
未払受託者報酬		37,936	26,124
未払委託者報酬		493,157	339,547
その他未払費用		147,360	326,270
流動負債合計		10,464,353	6,072,955
負債合計		10,464,353	6,072,955
純資産の部			
元本等			
元本	1, 2	2,446,475,205	2,152,405,632
剰余金			
期末欠損金	3	274,371,521	671,012,792
(うち分配準備積立金)		(22,859,390)	(20,698,171)
剰余金合計		274,371,521	671,012,792
元本等合計		2,172,103,684	1,481,392,840
純資産合計		2,172,103,684	1,481,392,840
負債・純資産合計		2,182,568,037	1,487,465,795

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	前特定期間	当特定期間
		自 平成20年2月13日 至 平成20年8月11日	自 平成20年8月12日 至 平成21年2月12日
		金 額(円)	金 額(円)
営業収益	2		
有価証券売買等損益		55,604,708	434,950,158
営業収益合計		55,604,708	434,950,158
営業費用			
受託者報酬		223,129	184,836
委託者報酬		2,900,692	2,402,840
その他費用		498,750	498,750
営業費用合計		3,622,571	3,086,426
営業損失金額		59,227,279	438,036,584
経常損失金額		59,227,279	438,036,584
当期純損失金額	59,227,279	438,036,584	
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	1	16,058	-
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		-	13,665,666
期首欠損金		167,968,975	274,371,521
欠損金減少額		6,265,355	65,403,910
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(6,265,355)	(65,403,910)
欠損金増加額		3,286,943	-
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(3,286,943)	(-)
分配金		50,137,621	37,674,263
期末欠損金		274,371,521	671,012,792

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

前特定期間 自 平成20年2月13日 至 平成20年8月11日	当特定期間 自 平成20年8月12日 至 平成21年2月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 -	2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 計算期間末日の取扱い 平成21年2月11日が休日のため、信託約款第40条より、当計算期間末日を平成21年2月12日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前特定期間 (平成20年8月1日現在)	当特定期間 (平成21年2月12日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	2,474,437,559 円	2,446,475,205 円
期中追加設定元本額	28,286,943 円	- 円
期中一部解約元本額	56,249,297 円	294,069,573 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	2,446,475,205 口	2,152,405,632 口
3. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	元本の欠損 274,371,521 円	元本の欠損 671,012,792 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前特定期間 自 平成20年2月13日 至 平成20年8月11日	当特定期間 自 平成20年8月12日 至 平成21年2月12日
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>平成20年2月13日から平成20年3月11日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益(7,887,306円)、信託約款に規定する収益調整金(58,087円)および分配準備積立金(22,799,296円)より、分配対象収益は30,744,689円(1万口当たり124円)であり、うち7,423,312円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>平成20年3月12日から平成20年4月11日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益(8,288,010円)、信託約款に規定する収益調整金(56,767円)および分配準備積立金(22,734,476円)より、分配対象収益は31,079,253円(1万口当たり128円)であり、うち8,463,658円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>平成20年4月12日から平成20年5月12日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益(8,832,839円)、信託約款に規定する収益調整金(360,179円)および分配準備積立金(22,558,828円)より、分配対象収益は31,751,846円(1万口当たり129円)であり、うち8,562,663円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>平成20年5月13日から平成20年6月11日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益(8,183,499円)、信託約款に規定する収益調整金(360,179円)および分配準備積立金(22,829,004円)より、分配対象収益は31,372,682円(1万口当たり128円)であり、うち7,339,425円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>平成20年8月12日から平成20年9月11日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益(7,995,798円)、信託約款に規定する収益調整金(83,727円)および分配準備積立金(22,859,390円)より、分配対象収益は30,938,915円(1万口当たり126円)であり、うち8,562,663円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>平成20年9月12日から平成20年10月14日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益(7,579,114円)、信託約款に規定する収益調整金(79,828円)および分配準備積立金(21,254,299円)より、分配対象収益は28,913,241円(1万口当たり123円)であり、うち6,997,614円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>平成20年10月15日から平成20年11月11日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益(5,807,839円)、信託約款に規定する収益調整金(77,336円)および分配準備積立金(21,154,282円)より、分配対象収益は27,039,457円(1万口当たり119円)であり、うち5,649,342円(1万口当たり25円)を分配金額としております。</p> <p>平成20年11月12日から平成20年12月11日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益(5,609,750円)、信託約款に規定する収益調整金(75,864円)および分配準備積立金(20,907,093円)より、分配対象収益は26,592,707円(1万口当たり119円)であり、うち5,541,815円(1万口当たり25円)を分配金額としております。</p>

<p>平成20年6月12日から平成20年7月11日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益（8,288,430円）、信託約款に規定する収益調整金（360,179円）および分配準備積立金（23,673,078円）より、分配対象収益は32,321,687円（1万口当たり132円）であり、うち8,562,663円（1万口当たり35円）を分配金額としております。</p> <p>平成20年7月12日から平成20年8月11日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益（8,969,993円）、信託約款に規定する収益調整金（83,727円）および分配準備積立金（23,675,297円）より、分配対象収益は32,729,017円（1万口当たり133円）であり、うち9,785,900円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p>	<p>平成20年12月12日から平成21年1月13日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益（6,141,546円）、信託約款に規定する収益調整金（75,864円）および分配準備積立金（20,975,028円）より、分配対象収益は27,192,438円（1万口当たり122円）であり、うち5,541,815円（1万口当たり25円）を分配金額としております。</p> <p>平成21年1月14日から平成21年2月12日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益（5,130,446円）、信託約款に規定する収益調整金（73,663円）および分配準備積立金（20,948,739円）より、分配対象収益は26,152,848円（1万口当たり121円）であり、うち5,381,014円（1万口当たり25円）を分配金額としております。</p>
<p>2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 純資産総額に応じて0.25%から0.10%相当額</p>	<p>2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前特定期間 (平成20年8月1日現在)		当特定期間 (平成21年2月12日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	最終計算期間の損益 に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終計算期間の損益 に含まれた評価差額 (円)
親投資信託 受益証券	2,181,889,601	89,735,576	1,486,773,854	19,086,738
合計	2,181,889,601	89,735,576	1,486,773,854	19,086,738

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

区分	前特定期間 (平成20年8月1日現在)	当特定期間 (平成21年2月12日現在)
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	0.8879円 (8,879円)	0.6882円 (6,882円)

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成21年2月12日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	P C Aアジア・ソブリン・ オープン マザーファンド	1,659,716,292	1,486,773,854	-
合計	-	1,659,716,292	1,486,773,854	-

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「PCAアジア・ソブリン・オープン マザー ファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	(平成20年8月1日現在)	(平成21年2月12日現在)
	金 額(円)	金 額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	182,956,776	185,776,225
コール・ローン	254,158,212	137,567,564
国債証券	9,464,441,464	5,163,080,585
派生商品評価勘定	-	1,035,000
未収入金	-	36,002,520
未収利息	121,699,731	74,134,178
前払費用	24,816,351	4,558,571
流動資産合計	10,048,072,534	5,602,154,643
資産合計	10,048,072,534	5,602,154,643
負債の部		
流動負債		
未払金	-	41,694,480
未払解約金	44,726,175	62,821,295
流動負債合計	44,726,175	104,515,775
負債合計	44,726,175	104,515,775
純資産の部		
元本等		
元本	8,866,809,143	6,137,112,762
剰余金		
剰余金又は欠損金		639,473,894
()	1,136,537,216	
剰余金合計	1,136,537,216	639,473,894
元本等合計	10,003,346,359	5,497,638,868
純資産合計	10,003,346,359	5,497,638,868
負債・純資産合計	10,048,072,534	5,602,154,643

「インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ - アジアン・エクイティ」の状況
同ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資法人です。同投資証券は、平成20年12月31日に計算期間が終了いたしました。監査未終了のため投資有価証券明細表のみ開示します。

IOF アジアン・エクイティの内容
投資有価証券明細表（平成21年2月13日現在）

通貨	種類	名称	株数	評価単価	評価金額
香港ドル	株式	AAC Acoustic Technologies Holdings, Inc.	9,494,000	2.92	27,722,480.00
		Bank of China Ltd "H"	51,225,000	2.16	110,646,000.00
		BOC Hong Kong Holdings Ltd	2,255,000	8.03	18,107,650.00
		BYD Electronic International Co., Ltd	8,351,000	2.60	21,712,600.00
		China COSCO Holdings Co. Ltd "H"	9,627,500	5.14	49,485,350.00
		China Mobile (Hong Kong) Ltd	2,038,500	74.70	152,275,950.00
		China Petroleum & Chemical Corp. "H"	5,968,000	4.41	26,318,880.00
		China Unicom (Hong Kong) Ltd	14,546,408	7.44	108,225,275.52
		CNOOC Ltd	15,253,000	7.35	112,109,550.00
		Guangzhou R&F Properties Co., Ltd "H"	4,873,600	7.62	37,136,832.00
		Henderson Land Development Co. Ltd	3,642,000	26.50	96,513,000.00
		Hengan International Group Co. Ltd	3,562,000	27.60	98,311,200.00
		Huabao International Holdings Ltd	18,405,000	5.18	95,337,900.00
		Hutchison Whampoa Ltd	2,652,000	39.30	104,223,600.00
		Ping An Insurance Group Company of China Ltd "H"	2,160,000	37.15	80,244,000.00
		RREEF China Commercial Trust - REIT	8,195,000	2.44	19,995,800.00
		Shui On Land Ltd	11,825,500	2.03	24,005,765.00
		Wharf Holdings Ltd	6,265,500	17.14	107,390,670.00
小計 (米ドル換算)					1,289,762,502.52 (166,346,200.56)
インドネシア ルピア	株式	Bakrie & Brothers Tbk PT	296,826,000	50.00	14,841,300,000.00
		Bank Rakyat Indonesia	35,575,500	4,425.00	157,421,587,500.00
		Bumi Resources Tbk PT	36,911,500	740.00	27,314,510,000.00
		Medco Energi Internasional Tbk PT	22,625,931	1,660.00	37,559,045,460.00
		PT Astra International Tbk	1,530,500	10,950.00	16,758,975,000.00
小計 (米ドル換算)					253,895,417,960.00 (21,480,138.09)
インドルピー	株式	Aditya Birla Nuvo Ltd	369,560	479.70	177,277,932.00
		ICICI Bank Ltd	1,295,105	434.40	562,593,612.00
		IVRCL Infrastructures & Projects Ltd	947,460	126.80	120,137,928.00
		Reliance Capital Ltd	426,383	433.10	184,666,477.30
		Sterlite Industries India Ltd	394,303	275.40	108,591,046.20

		Suzlon Energy Ltd	1,511,835	46.85	70,829,469.75
		Tata Power Co., Ltd	623,693	796.45	496,740,289.85
小計 (米ドル換算)					1,720,836,755.10 (35,348,157.78)
韓国ウォン	株式	Hana Financial Group Inc.	138,977	20,450.00	2,842,079,650.00
		Hankook Tire Co., Ltd	623,070	13,650.00	8,504,905,500.00
		KB Financial Group Inc.	405,670	33,400.00	13,549,378,000.00
		LG Dacom Corp.	641,430	18,100.00	11,609,883,000.00
		LG Display Co. Ltd	226,650	27,500.00	6,232,875,000.00
		Lotte Shopping Co. Ltd	47,662	178,500.00	8,507,667,000.00
		NCSOFT Corp.	102,738	71,800.00	7,376,588,400.00
		S1 Corp. (Korea)	233,106	46,350.00	10,804,463,100.00
		Samsung Electronics Co., Ltd	44,510	511,000.00	22,744,610,000.00
		Shinsegae Co., Ltd	32,938	443,000.00	14,591,534,000.00
		SK Energy Co., Ltd	123,579	83,600.00	10,331,204,400.00
小計 (米ドル換算)					117,095,188,050.00 (83,380,341.39)
マレーシアリンギット	株式	Bumiputra-Commerce Holdings BHD	4,403,800	6.60	29,065,080.00
小計 (米ドル換算)					29,065,080.00 (8,039,029.07)
フィリピンペソ	株式	Metropolitan Bank & Trust	13,208,800	22.75	300,500,200.00
		Philippine Long Distance Telephone Co.	202,370	2,180.00	441,166,600.00
小計 (米ドル換算)					741,666,800.00 (15,731,609.08)
シンガポールドル	株式	ARA Asset Management Ltd	10,494,000	0.44	4,617,360.00
		DBS Group Holdings Ltd	2,508,000	8.39	21,042,120.00
		Yanlord Land Group Ltd	9,669,000	0.94	9,088,860.00
小計 (米ドル換算)					34,748,340.00 (23,064,814.75)
タイバーツ	株式	Bangkok Bank PCL (Foreign Market)	6,484,300	79.50	515,501,850.00
		PTT PCL (Foreign Market)	1,023,300	164.00	167,821,200.00
小計 (米ドル換算)					683,323,050.00 (19,437,417.76)
台湾ドル	株式	Advanced Semiconductor Engineering, Inc.	13,897,139	12.50	173,714,237.50
		Chinatrust Financial Holding Co., Ltd	16,808,862	10.90	183,216,595.80
		Far Eastern Textile Ltd	22,022,000	22.15	487,787,300.00
		HON HAI Precision Industry Co., Ltd	6,923,203	63.30	438,238,749.90
		MediaTek, Inc.	1,679,429	291.00	488,713,839.00
		Taiwan Cement Corp.	19,746,160	27.30	539,070,168.00
		Yuanta Financial Holding Co., Ltd	7,035,660	12.75	89,704,665.00

小計 (米ドル換算)					2,400,445,555.20 (70,521,523.00)
米ドル	株式	Ctrip.com International Ltd -ADR	250,956	19.92	4,999,043.52
		Focus Media Holding Ltd -ADR	829,100	7.62	6,317,742.00
		ICICI Bank Ltd - ADR	103,651	17.79	1,843,951.29
小計					13,160,736.81
合計 (米ドル換算)					(456,509,968.29)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	(平成21年2月27日現在)
資産総額	2,062,825,094 円
負債総額	6,295,012 円
純資産総額(-)	2,056,530,082 円
発行済口数	3,410,980,652 口
1口当たり純資産額(/)	0.6029 円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1期	自平成19年3月30日 至平成19年5月15日	1,457,796,095	1,042,632	1,456,753,463
第2期	自平成19年5月16日 至平成19年6月15日	451,755,366	19,489	1,908,489,340
第3期	自平成19年6月16日 至平成19年7月17日	635,483,371	20,673,242	2,523,299,469
第4期	自平成19年7月18日 至平成19年8月15日	581,769,947	1,308,063	3,103,761,353
第5期	自平成19年8月16日 至平成19年9月18日	264,748,747	10,509,348	3,358,000,752
第6期	自平成19年9月19日 至平成19年10月15日	64,385,868	8,609,029	3,413,777,591
第7期	自平成19年10月16日 至平成19年11月15日	124,130,901	41,431,955	3,496,476,537
第8期	自平成19年11月16日 至平成19年12月17日	43,551,513	17,265,686	3,522,762,364
第9期	自平成19年12月18日 至平成20年1月15日	30,769,390	12,083,801	3,541,447,953
第10期	自平成20年1月16日 至平成20年2月15日	24,296,944	58,291,174	3,507,453,723
第11期	自平成20年2月16日 至平成20年3月17日	23,985,159	17,226,273	3,514,212,609
第12期	自平成20年3月18日 至平成20年4月15日	20,237,491	2,269,120	3,532,180,980
第13期	自平成20年4月16日 至平成20年5月15日	20,031,425	21,295,056	3,530,917,349
第14期	自平成20年5月16日 至平成20年6月16日	10,242,068	5,319,947	3,535,839,470
第15期	自平成20年6月17日 至平成20年7月15日	11,690,170	23,424,396	3,524,105,244
第16期	自平成20年7月16日 至平成20年8月15日	5,333,767	15,887,499	3,513,551,512
第17期	自平成20年8月16日 至平成20年9月16日	6,883,492	19,347,465	3,501,087,539
第18期	自平成20年9月17日 至平成20年10月15日	4,993,135	38,202,681	3,467,877,993
第19期	自平成20年10月16日 至平成20年11月17日	5,590,840	15,768,747	3,457,700,086
第20期	自平成20年11月18日 至平成20年12月15日	7,308,531	17,482,530	3,447,526,087
第21期	自平成20年12月16日 至平成21年1月15日	6,362,695	13,532,238	3,440,356,544
第22期	自平成21年1月16日 至平成21年2月16日	6,761,861	10,183,467	3,436,934,938

(注) 第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

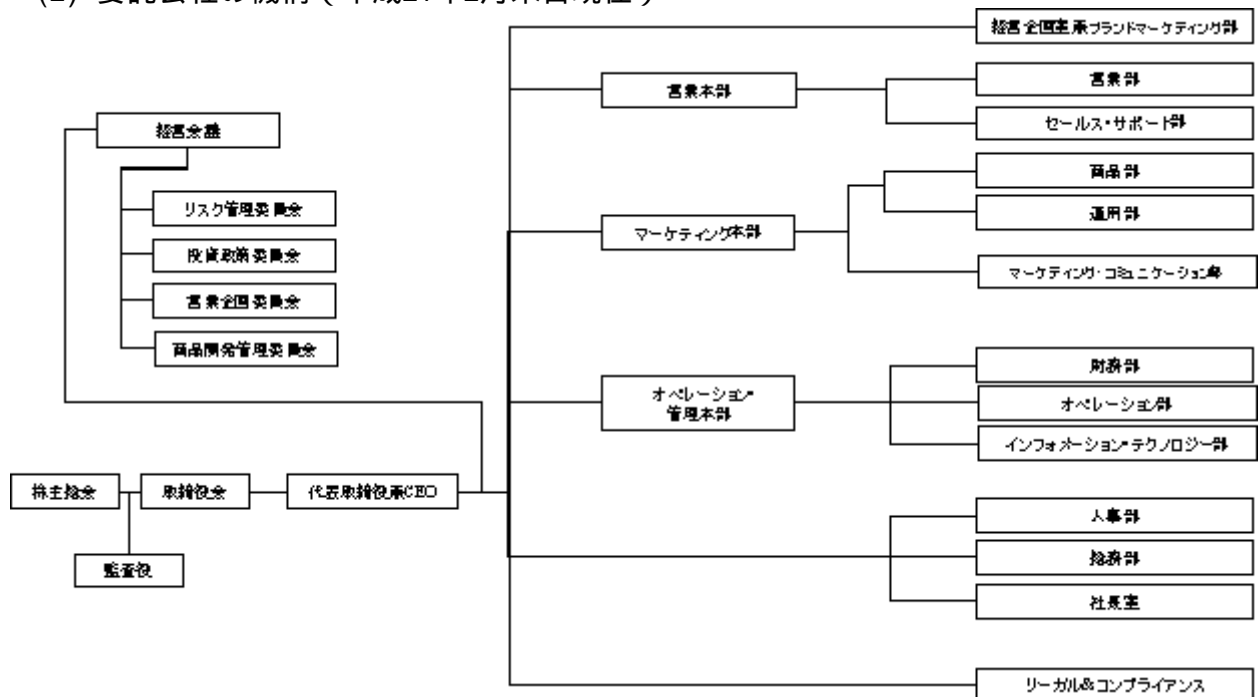
(1) 資本の額等（平成21年2月末日現在）

資本金の額	649.5百万円
発行する株式の総数	30,000株
発行済株式総数	23,060株

過去5年間における主な資本金の額の増減：

平成14年 3月15日	100百万円	増加
平成14年 9月25日	100百万円	増加
平成15年 3月11日	150百万円	増加
平成15年 3月28日	503百万円	減少
平成15年 5月30日	150百万円	増加
平成15年 9月26日	150百万円	増加
平成16年 2月17日	99.5百万円	増加
平成16年 7月 3日	150百万円	増加

(2) 委託会社の機構（平成21年2月末日現在）



・ 会社の意思決定機構

取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3名以上の取締役全員をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。ただし、この選任については累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上、また、副社長、専務取締役および常務取締役各1名以上を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長は、取締役会ごとに出席取締役の中から選任します。取締役会の招集通知は少なくとも7日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、取締役および監査役の全員の同意をもって、期間を短縮、または省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、経営会議の上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

・運用体制

委託会社では、株式・債券などの有価証券に投資する以上、その証券が持つ本源的価値以上の価格で取引されている有価証券に投資するべきでないとの運用哲学のもと、徹底した企業調査による銘柄の分析を行い、その結果を参考に運用を行っております。

委託会社における意思決定プロセスは、まず投資政策委員会において投資方針の決定を行います。運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、投資政策委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

運用部から独立したリーガル&コンプライアンスは、法令遵守・ガイドライン遵守等のチェックを行います。オペレーション部は、運用状況の管理および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めております。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成21年2月末日現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
公募投資信託（追加型株式投資信託）	16	377,184 百万円
私募投資信託	8	87,251 百万円
合計	24	464,436 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、第8期事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の財務諸表については「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）により作成しており、第9期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の財務諸表については、「財務諸表等規則」第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、第8期事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）は証券取引法第193条の2の規定に基づき、第9期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）及び第10期事業年度中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれ財務諸表及び中間財務諸表について、あずさ監査法人の監査および中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

科 目	期 別	第8期 (平成19年3月31日現在)		第9期 (平成20年3月31日現在)	
		金 額 (千円)	構成比(%)	金 額 (千円)	構成比(%)
(資産の部)					
流動資産					
1	現金及び預金	2,553,237		2,038,829	
2	前払費用	12,053		8,100	
3	未収委託者報酬	1,407,584		2,310,441	
4	未収投資顧問料	21,398		-	
5	未収入金	4,711		9,626	
6	関係会社未収入金	450		450	
7	繰延税金資産	93,328		97,132	
8	その他	295		4,220	
	流動資産合計	4,093,057	93.9	4,468,801	94.3
固定資産					
1	有形固定資産	90,370	2.1	84,903	1.8
	(1) 建物	47,512		44,257	
	(2) 器具備品	42,857		40,646	
2	無形固定資産	8,113	0.2	4,815	0.1
	(1) ソフトウェア	7,825		4,527	
	(2) 電話加入権	288		288	
3	投資その他の資産	167,134	3.8	182,367	3.8
	(1) 投資有価証券	24,986		25,824	
	(2) 長期差入保証金	100,287		100,829	
	(3) 繰延税金資産	29,560		37,913	
	(4) その他	12,300		17,800	
	固定資産合計	265,617	6.1	272,086	5.7
	資産合計	4,358,675	100.0	4,740,887	100.0
(負債の部)					
流動負債					
1	未払金	1,261,253		1,716,970	

(1) 未払手数料	1,146,571		1,610,997		
(2) 関係会社未払金	11,532		15,589		
(3) その他未払金	103,148		90,384		
2 未払費用		10,987		12,474	
3 未払法人税等		552,544		588,464	
4 預り金		52,182		91,095	
5 賞与引当金		106,634		117,131	
6 未払消費税等		47,343		79,299	
流動負債合計		2,030,944	46.6	2,605,435	55.0
固定負債					
1 退職給付引当金		79,645		103,386	
固定負債合計		79,645	1.8	103,386	2.2
負債合計		2,110,589	48.4	2,708,821	57.1
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金		649,500	14.9	649,500	13.7
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金		616,875	14.2	616,875	13.0
3 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		981,710	22.5	765,789	16.2
株主資本合計		2,248,085	51.6	2,032,164	42.9
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金		-		98	0.0
評価・換算差額等合計		-		98	0.0
純資産合計		2,248,085	51.6	2,032,065	42.9
負債・純資産合計		4,358,675	100.0	4,740,887	100.0

(2) 【損益計算書】

科 目	期 別	第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日		第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	
		金 額 (千円)	百分比 (%)	金 額 (千円)	百分比 (%)
営業収益					
1 委託者報酬		8,035,863		10,664,124	
2 投資顧問料		281,884		-	
3 運用受託報酬		-	8,317,747	61,221	10,725,345
営業費用					
1 支払手数料		3,673,235		5,111,300	
2 広告宣伝費		201,009		308,957	
3 受益証券発行費		83,684		70,805	
4 調査費					
調査費		155,309		214,414	
委託調査費		1,436,679		1,487,696	
5 委託計算費		49,917		49,627	
6 営業雑経費					
通信費		9,529		13,348	
印刷費		64,536		91,440	
諸会費		8,618	5,682,519	3,206	7,350,797
一般管理費					
1 給料					
役員報酬	1	172,817		178,292	
給料・手当		471,869		482,908	
賞与		43,108		202,005	
2 交際費		18,739		24,623	
3 旅費交通費		43,888		71,413	
4 租税公課		26,139		20,969	
5 不動産賃借料		127,973		125,365	
6 退職給付費用		81,767		42,898	
7 固定資産減価償却費		17,458		15,399	

8 業務委託費	80,718			93,530		
9 諸経費	92,079	1,176,559	14.1	135,717	1,393,125	13.0
営業利益		1,458,668	17.5		1,981,422	18.5
営業外収益						
1 受取利息	404			1,693		
2 受取配当金	434			433		
3 為替差益	-			68,992		
4 雑収入	2,467	3,306	0.0	6,723	77,843	0.7
営業外費用						
1 為替差損	30,623			-		
2 雑損失	-	30,623	0.4	6,444	6,444	0.1
経常利益		1,431,351	17.2		2,052,821	19.1
特別損失						
1 固定資産除却損		4,773	0.1		82	0.0
税引前当期純利益		1,426,577	17.2		2,052,738	19.1
法人税 住民税及び事業税	576,990			980,749		
法人税等調整額	122,888	454,101	5.5	12,089	968,659	9.0
当期純利益		972,476	11.7		1,084,079	10.1

(3)【株主資本等変動計算書】

第8期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

項 目	株主資本				純資産 合 計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主 資本合計	
		資 本 準 備 金	その他利益 剰余金		
			繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日残高(千円)	649,500	616,875	509,234	1,775,609	1,775,609
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	500,000	500,000	500,000
当期純利益	-	-	972,476	972,476	972,476
事業年度中の変動額合計(千円)	-	-	472,476	472,476	472,476
平成19年3月31日残高(千円)	649,500	616,875	981,710	2,248,085	2,248,085

第9期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

項 目	株主資本				評価・換算 差額等	純資産 合 計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主 資本合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資 本 準 備 金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金				
平成19年3月31日残高(千円)	649,500	616,875	981,710	2,248,085	-	-	2,248,085
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	-	-	1,300,000	1,300,000	-	-	1,300,000
当期純利益	-	-	1,084,079	1,084,079	-	-	1,084,079
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額(純額)	-	-	-	-	98	98	98
事業年度中の変動額合計(千円)	-	-	215,920	215,920	98	98	216,019
平成20年3月31日残高(千円)	649,500	616,875	765,789	2,032,164	98	98	2,032,065

重要な会計方針

期 別 項 目	第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 満期保有目的債券 償却原価法(定額法)を採用しております。	(1) 満期保有目的債券 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）を採用しております。なお、評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 建物 10年～18年 器具備品 3年～8年	(1) 有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものの 旧定額法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したものの 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 建物 10年～18年 器具備品 3年～8年

(2)無形固定資産

(会計方針の変更)

法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号および「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号)に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定額法」によっております。これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。なお、当該処理の変更が下期に行われたため、中間・年度の首尾一貫性が保持されていません。これはシステム対応作業が当下期に完了したことによるものです。従って、当中間会計期間は従来の方法により減価償却費を計上しておりますが、当中間会計期間において当事業年度と同一の方法で処理した場合の中間財務諸表における影響は軽微であります。

(追加情報)

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

(2)無形固定資産

	定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	同左
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当期の計上額はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>同左</p> <p>(3) 退職給付引当金</p> <p>同左</p>

4. リ - ス取引の処理方法	リ - ス物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リ - ス取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。	(1) 消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

<p style="text-align: center;">第8期</p> <p style="text-align: center;">自 平成18年4月 1日</p> <p style="text-align: center;">至 平成19年3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第9期</p> <p style="text-align: center;">自 平成19年4月 1日</p> <p style="text-align: center;">至 平成20年3月31日</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。従来の「資本の部」の合計に相当する金額は2,248,085千円であります。</p> <p>なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>	<hr style="width: 50%; margin: 0 auto;"/>

表示方法の変更

<p style="text-align: center;">第8期</p> <p style="text-align: center;">自 平成18年4月 1日</p> <p style="text-align: center;">至 平成19年3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第9期</p> <p style="text-align: center;">自 平成19年4月 1日</p> <p style="text-align: center;">至 平成20年3月31日</p>
<hr style="width: 50%; margin: 0 auto;"/>	<hr style="width: 50%; margin: 0 auto;"/>

金融商品取引法の施行（平成19年9月30日）及び投資運用業等統一経理基準（旧 投資顧問業統一経理基準の制定について）の改正（平成19年12月19日）に伴い、以下の表示方法の変更を行っております。

（損益計算書）

前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」として表示しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」は、281,884千円であります。

なお、当該変更は、当該改正が当下半期に行われたため、当下半期に行っており、当中間会計期間は従来の方法によっております。

[次へ](#)

注記事項

(貸借対照表関係)

第8期 (平成19年3月31日現在)	第9期 (平成20年3月31日現在)								
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table data-bbox="331 639 824 703"> <tr> <td>建 物</td> <td>7,990 千円</td> </tr> <tr> <td>器 具 備 品</td> <td>42,644 千円</td> </tr> </table>	建 物	7,990 千円	器 具 備 品	42,644 千円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table data-bbox="931 639 1451 703"> <tr> <td>建 物</td> <td>11,246 千円</td> </tr> <tr> <td>器 具 備 品</td> <td>48,112 千円</td> </tr> </table>	建 物	11,246 千円	器 具 備 品	48,112 千円
建 物	7,990 千円								
器 具 備 品	42,644 千円								
建 物	11,246 千円								
器 具 備 品	48,112 千円								
<p>2 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table data-bbox="309 914 824 946"> <tr> <td>ソ フ ト ウ ェ ア</td> <td>54,309 千円</td> </tr> </table>	ソ フ ト ウ ェ ア	54,309 千円	<p>2 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table data-bbox="931 914 1451 946"> <tr> <td>ソ フ ト ウ ェ ア</td> <td>57,607 千円</td> </tr> </table>	ソ フ ト ウ ェ ア	57,607 千円				
ソ フ ト ウ ェ ア	54,309 千円								
ソ フ ト ウ ェ ア	57,607 千円								
<p>3 投資有価証券は全て営業保証金として関東財務局へ差し入れているものであります。</p>	<p>3 投資有価証券のうち24,991千円を、営業保証金として関東財務局へ差し入れております。</p>								

--	--

(損益計算書関係)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
<p>1 役員報酬の限度額は次の通りであります。</p> <p>取締役 年額 200,000 千円以内 監査役 年額 15,000 千円以内</p>	<p>1 役員報酬の限度額は次の通りであります。</p> <p>取締役 年額 400,000 千円以内 監査役 年額 15,000 千円以内</p>

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年12月13日 臨時株主総会	普通株式	1,300	56,375	平成19年9月30日	平成19年12月14日

(リース取引関係)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日				第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
車両	12,098	4,355	7,742	車両	8,446	3,519	4,927
器具備品	13,141	7,631	5,510	器具備品	19,007	4,740	14,266
合計	25,240	11,987	13,253	合計	27,454	8,260	19,193
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。			
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
未経過リース料期末残高相当額 1年内 5,558千円				未経過リース料期末残高相当額 1年内 6,199千円			

1年超 7,694千円

合計 13,253千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料 4,946千円

減価償却費相当額 4,946千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引
該当事項はありません。

1年超 12,994千円

合計 19,193千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料 6,333千円

減価償却費相当額 6,333千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引
該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種類	第8期（平成19年3月31日現在）			第9期（平成20年3月31日現在）		
		貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	24,986	25,076	90	24,991	25,457	465
合計		24,986	25,076	90	24,991	25,457	465

2. 満期保有目的の債券の今後の償還予定額

(単位：千円)

種類	第8期（平成19年3月31日現在）				第9期（平成20年3月31日現在）			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国債	-	24,986	-	-	-	24,991	-	-
合計	-	24,986	-	-	-	24,991	-	-

3. その他有価証券で時価のあるもの

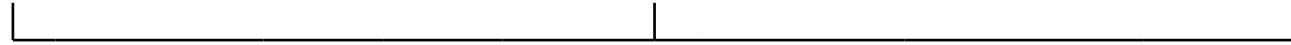
(単位：千
円)

	種類	第8期（平成19年3月31日現在）			第9期（平成20年3月31日現在）		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	-	-	-	1,000	833	166
合計		-	-	-	1,000	833	166

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(退職給付関係)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
<p>1. 採用している退職金制度の概要</p> <p>退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、一部の従業員を対象とした特別退職慰労金規程に基づく当期末所要額及び内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項(平成19年3月31日現在)</p> <p style="text-align: right;">退職給付債務及び退職給付引当金 79,645千円</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 (自平成18年4月1日至平成19年3月31日)</p> <p style="text-align: right;">退職給付費用 81,767千円</p>	<p>1. 採用している退職金制度の概要</p> <p>退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、一部の従業員を対象とした特別退職慰労金規程に基づく当期末所要額及び内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項(平成20年3月31日現在)</p> <p style="text-align: right;">退職給付債務及び退職給付引当金 103,386千円</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 (自平成19年4月1日至平成20年3月31日)</p> <p style="text-align: right;">退職給付費用 42,898千円</p>



[次へ](#)

（税効果会計関係）

（単位：千円）

第8期 (平成19年3月31日)		第9期 (平成20年3月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)		(繰延税金資産)	
賞与引当金損金算入限度超過額	43,400	賞与引当金損金算入限度超過額	47,672
退職給付引当金損金算入限度超過額	29,440	退職給付引当金損金算入限度超過額	37,655
未払費用否認額	8,663	未払費用否認額	4,978
未払事業税	41,089	未払事業税	44,432
その他	294	その他有価証券評価差額金	67
繰延税金資産合計	122,888	その他	239
		繰延税金資産合計	135,046
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.69%	法定実効税率	40.69%

(調整)		(調整)	
評価性引当額	12.28%	住民税均等割	0.09%
住民税均等割	0.07%	交際費等永久差異	6.01%
交際費等永久差異	2.77%	その他	0.40%
その他	0.59%	税効果会計適用後の法人税の負担率	47.19%
税効果会計適用後の法人税の負担率	31.83%		
	-		-

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第8期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ピーピーエム アメリカ	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資顧問業	なし	なし	再委託投資顧問契約の締結	再委託投資顧問料の支払 (注2)	1,073,257	未払手数料	269,704
親会社の子会社	M&Gインベストメント・マネージメント・リミテッド	英国 ロンドン市	27.2百万 英ポンド	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約の締結	投資顧問料の受領 (注1)	72,892	-	-
							再委託投資顧問契約の締結	再委託投資顧問料の支払 (注2)	19,799	未払手数料	17,850
親会社の子会社	ブルーデンシャル・アシュアランス・カンパニー リミテッド	英国 ロンドン市	3,131千 英ポンド	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約の締結	投資顧問料の受領 (注1)	641,983	-	-
親会社の子会社	ピーシーエー生命 保険株式会社	東京都 港区	385 億円	生命保険業	なし	なし	投資顧問契約の締結	投資顧問料の受領 (注1)	52,010	未収投資顧問料	21,398

親会社 の子会社	ブルーデンシャル・ アセット・マネ ジメント (シンガポ ール) リミテッド	シンガ ポール	1百万 シンガ ポールド ル	投資顧問 業	なし	なし	投資顧問 契約の締 結	投資顧問 料の受領 (注1)	34,029	-	-
							再委託投資 顧問契 約の締結	再委託投資 顧問料 の支払 (注2)	142,124	未払手 数料	43,655
親会社 の子会社	ブルーデンシャル・ ファンド・ マネジメント・ サービス・プ ライベートリミ テッド	シンガ ポール	10百万 シンガ ポールド ル	その他 サービ ス業	なし	なし	システム 情報関係 契約	情報関連 費の支払	79,274	関係会 社未払 金	11,532
親会社 の子会社	ブルーデンシャル・ アセット・マネ ジメント(ホン コン) リミテッド	香港	5百万 香港ド ル	投資顧問 業	なし	なし	再委託投資 顧問契 約の締結	再委託投資 顧問料 の支払 (注2)	334,066	未払手 数料	56,941

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当該会社との投資顧問契約に基づき、あらかじめ定められた料率を用いています。

(注2) 当該会社との再委託投資顧問契約に基づき、あらかじめ定められた料率を用いています。

第9期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

属 性	会社等の名称	住 所	資本金又 は出資金	事業の内 容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業 上の 関係				

親会社の子会社	ピーピーエム アメリカ	米国 イリノイ 州	1千 米ドル	投資運用 業(注1)	なし	なし	調査業務 の委託 (注1)	委託調査 費の支払 (注1,2)	1,015,566	未払手 数料	221,287
親会社の子会社	M&Gインベスト メント・マ ネジメント ・リミテッド	英国 ロンドン 市	26.2百万 英ポンド	投資運用 業(注1)	なし	なし	調査業務 の委託 (注1)	委託調査 費の支払 (注1,2)	20,839	未払手 数料	3,201
親会社の子会社	ピーシーエー 生命 保険株式会社	東京都 港区	410 億円	生命保険 業	なし	なし	投資運用 契約(注 1)	運用受託 報酬の受 領(注1,2)	61,221	-	-
親会社の子会社	ブルーデンシャ ル・アセット・マ ネジメント (シンガポール) リミテッド	シンガ ポール	1百万 シンガ ポールド ル	投資運用 業(注1)	なし	なし	調査業務 の委託 (注1)	委託調査 費の支払 (注1,2)	184,546	未払手 数料	92,847
親会社の子会社	ブルーデンシャ ル・ファンド・ マネジメント・ サービス・プラ イベート・リミ テッド	シンガ ポール	10百万 シンガ ポールド ル	その他 サービス 業	なし	なし	システム 情報関係 契約	情報関連 費の支払	60,794	関係会 社未払 金	15,589
親会社の子会社	ブルーデンシャ ル・ アセット・マネ ジメント(ホン コン) リミテッド	香港	5百万 香港ド ル	投資運用 業(注1)	なし	なし	調査業務 の委託 (注1)	委託調査 費の支払 (注1,2)	262,059	未払手 数料	6,565

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 金融商品取引法の施行に伴い表示を変更しております。

(注2) 運用受託報酬、委託調査費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されています。

(1株当たり情報)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日		第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	
1株当たり純資産額	97,488円53銭	1株当たり純資産額	88,120円79銭
1株当たり当期純利益	42,171円56銭	1株当たり当期純利益	47,011円23銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりです。

	第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
当期純利益（千円）	972,476	1,084,079
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株主に係る当期純利益（千円）	972,476	1,084,079
普通株式の期中平均株式数（株）	23,060	23,060

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次△](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		2,427,772
前払費用		27,313
未収委託者報酬		1,904,989
未収入金		5,369
繰延税金資産		124,724
その他		849
流動資産計		<u>4,491,018</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物		42,633
器具備品		36,908
無形固定資産		
ソフトウェア		4,095
電話加入権		288
投資その他の資産		
投資有価証券		25,778
長期差入保証金		115,939
繰延税金資産		33,979
その他		17,800
固定資産計		<u>277,423</u>
資産合計		<u>4,768,441</u>
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料		1,308,119
関係会社未払金		10,180
その他未払金		7,137
未払費用		58,583
未払法人税等		453,477
預り金		14,090
賞与引当金		216,656
未払消費税等		29,425
流動負債計		<u>2,097,670</u>
固定負債		
退職給付引当金		93,692
固定負債計		<u>93,692</u>
負債合計		<u>2,191,363</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金		649,500
資本剰余金		
資本準備金		616,875
資本剰余金計		<u>616,875</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		

繰越利益剰余金	1,310,831
利益剰余金計	1,310,831
株主資本計	2,577,206
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	127
評価・換算差額等合計	127
純資産合計	2,577,078
負債・純資産合計	4,768,441

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間
		(自 平成20年4月1日
		至 平成20年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		4,972,093
営業収益計		4,972,093
営業費用		3,415,594
一般管理費		577,761
営業利益		978,737
営業外収益		
受取利息		984
受取配当金		825
雑収入		561
営業外収益計		2,371
営業外費用		
為替差損		14,825
雑損失		11
営業外費用計		14,837
経常利益		966,271
特別損失		
固定資産除却損		233
特別損失計		233
税引前中間純利益		966,038
法人税、住民税及び事業税		444,634
法人税等調整額		23,637
法人税等合計		420,996
中間純利益		545,041

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
株主資本		
資本金	前期末残高	649,500
	当中間期末残高	<u>649,500</u>
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	616,875
	当中間期末残高	<u>616,875</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金	前期末残高	765,789
繰越利益剰余金	当中間期変動額	
	中間純利益	<u>545,041</u>
	当中間期変動額合計	<u>545,041</u>
	当中間期末残高	<u>1,310,831</u>
株主資本合計		
	前期末残高	2,032,164
	当中間期変動額	
	中間純利益	<u>545,041</u>
	当中間期変動額合計	<u>545,041</u>
	当中間期末残高	2,577,206
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	98
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の期中の変動額（純額）	<u>28</u>
	当中間期変動額合計	<u>28</u>
	当中間期末残高	<u>127</u>
純資産合計		
	前期末残高	2,032,065
	当中間期変動額	
	中間純利益	545,041
	株主資本以外の項目の期中の変動額（純額）	<u>28</u>
	当中間期変動額合計	<u>545,012</u>
	当中間期末残高	<u>2,577,078</u>

[次へ](#)

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

期 別 項 目	第10期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 満期保有目的債券 償却原価法（定額法）を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）を採用しております。なお、評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
2.固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 建物 10年～18年 器具備品 3年～8年</p> <p>法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号および「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号）に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定額法」によっておりますが、システム対応作業が前下期に完了したことにより、当該処理の変更は前下期に行われております。 なお、前中間期における減価償却費が当中間期と同じ改正後の同法に定める「定額法」によって計算された場合の前中間財務諸表への影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>
3.引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金

	<p>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間期の計上額はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程に基づく当中間期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。</p>
4. リース取引の処理方法	<p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日より前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>（会計方針の変更） 「リース取引に関する会計基準」の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月31日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が平成20年4月1日以後開始する会計年度から適用されることになったことに伴い、リース取引開始日が当会計年度に属する取引からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これらの会計基準等の適用による中間財務諸表に与える影響はありません。</p>
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第10期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
建物	12,870千円
器具備品	49,909千円
2 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
ソフトウェア	59,019千円
3 消費税等の取り扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しておりま す。	

(中間損益計算書関係)

第10期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	5,128千円
無形固定資産	1,411千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末

普通株式(株)	23,060	-	-	23,060
---------	--------	---	---	--------

（リース取引関係）

第10期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(2) 通常の賃貸借契約に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
車両	8,446	4,927	3,519
器具備品	10,518	1,648	8,869
合計	18,964	6,575	12,389

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い~~ため~~、支払利子込み法により算定しております。

未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額等

1年内 4,919千円

1年超 7,470千円

合計 12,389千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い~~ため~~、支払利子込み法により算定しております。

支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	2,564 千円
減価償却費相当額	2,564 千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第10期中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

1. 時価のある有価証券

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 満期保有目的の債券 国債・地方債等	24,993	24,945	48
計	24,993	24,945	48
区分	取得原価	中間貸借対照表 計上額	差額
(2) その他有価証券 その他	1,000	784	215
計	1,000	784	215

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	第10期中間会計期間 自平成20年4月1日 至平成20年9月30日
1株当たり純資産額	111,755円36銭
1株当たり中間純利益金額	23,635円82銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

第10期中間会計期間	
自 平成20年4月 1日	
至 平成20年9月30日	
中間純利益	545,041千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る中間純利益	545,041千円
期中平均株式数	23,060株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社および当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	住友信託銀行株式会社
資本金の額	287,537百万円（平成20年12月末日現在）
事業の内容	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

再信託受託会社

名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金の額	51,000百万円（平成20年9月末日現在）
事業の内容	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 （平成20年12月末日現在）	事業の内容
日興コーディアル証券株式会社	100,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,445百万円	
株式会社泉州銀行	44,575百万円 ^{*1}	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
イーバンク銀行株式会社	50,002百万円	

* 1 平成20年9月末日現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。

(2) 販売会社

当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、一部解約代金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類のうち、当計算期間において提出したものは以下のとおりです。

平成20年 8月20日

臨時報告書

平成20年11月13日

有価証券報告書

平成20年11月13日

有価証券届出書の訂正届出書

平成20年11月21日

臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成20年10月15日

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPCAアジア・インカム・プラスの平成20年2月16日から平成20年8月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PCAアジア・インカム・プラスの平成20年8月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- () 2 . 前期の財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年4月15日

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPCAアジア・インカム・プラスの平成20年8月16日から平成21年2月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PCAアジア・インカム・プラスの平成21年2月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- () 2 . 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月26日

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 平 栗 郁 郎
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載のとおり、会社は、当事業年度より貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準を適用しているため、当該会計基準により財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員

公認会計士

平 栗 郁 郎

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月11日

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平栗 郁朗

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。